

みんなで考えよう！

障がいのある人もない人も 自分らしく暮らせる幸田町へ！

障がいのある人は、社会の中にある“バリア”によって生活しづらい場面があります。その“バリア”を必要に応じて取り除いていくことが“合理的配慮”です。

令和6年4月1日から行政機関などに加えて事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

障がいのある人にとってどのようなことがバリアとなるのか、それを解消するためには何が必要なのか、一緒に考えてみませんか？



とき

11月12日(火) 午後2時～3時30分

(開場 午後1時30分)

ところ

幸田町民会館 あじさいホール

(幸田町大字大草字丸山60)

講演には
手話通訳・要約筆記
があります

対象

幸田町在住または在勤の方

定員

50名 *先着順

参加費

無料

講師

たかはし みえ
高橋 美絵氏

NPO 法人岡崎自立生活センターぴあはうす 理事長
(精神保健福祉士、社会福祉士、相談支援専門員)

静岡県浜松市生まれ。先天性骨形成不全症により、幼少期より車イスでの生活。小・中学校は特別支援学校、高校は普通高校に通学。大学進学を機に岡崎市へ転居。卒業後は愛知県内の一般企業に事務職として勤務。2014年10月、ぴあはうすに入職し、相談支援業務等、当事者運動に携わる。2019年、法人代表理事に就任。

申込み

11月8日(金)までに、幸田町社協相談支援事業所
へお申し込みください。

Google フォーム▶

電話▶64-2115 FAX▶62-7254

